

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）	（本則関係）	1
二	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（附則第四条第一号関係）	13
三	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	（附則第四条第二号関係）	14
四	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）	（附則第五条関係）	15

改正案	現行
<p style="text-align: center;">農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農地の集団化その他農業構造の改善（以下「農業構造の改善」という。）を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域（大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの</p> <p>三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規</p>	<p style="text-align: center;">農村地域工業等導入促進法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域（大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの</p> <p>三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規</p>

定する過疎地域をその区域とするもの

(削る)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、農村地域への産業の導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農村地域への産業の導入の目標

二 農村地域に導入される産業への農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の就業の目標

三 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 (略)

五 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

3～5 (略)

(基本計画)

第四条 都道府県は、当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

定する過疎地域をその区域とするもの

2| この法律において「工業等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

(農村地域工業等導入基本方針)

第三条 主務大臣は、農村地域への工業等の導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農村地域への工業等の導入の目標

二 農村地域に導入される工業等への農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の就業の目標

三 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 (略)

五 その他農村地域への工業等の導入に関する重要事項

3～5 (略)

(農村地域工業等導入基本計画)

第四条 都道府県は、当該都道府県における農村地域への工業等の導入に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。

一 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

二 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

三 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 農村地域への産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ

2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。

一 導入すべき工業等の業種その他農村地域への工業等の導入の目標

（新設）

（新設）

二 農村地域への工業等の導入に伴う工場用地等（工場用地その他工業等の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針

三 工場用地等、共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。）その他の施設の整備に関する事項

四 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業等への就業の円滑化に関する事項

五 農村地域への工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

六 農村地域への工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ

る事項の大綱を定めるよう努めるものとする。

一 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

二 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

三 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

四 その他必要な事項

4 5 6 (略)

(実施計画)

第五条 市町村は、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への産業の導入に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。

(削る)

(削る)

る事項の大綱を定めるよう努めるものとする。

一 農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標

二 農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

三 その他必要な事項

4 5 6 (略)

(農村地域工業等導入実施計画)

第五条 都道府県又は市町村は、次に掲げる要件に該当する場合には、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業等の導入に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業等を導入することによりその周辺の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれること。

二 その地区への工業等の導入と相まってその周辺の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

(削る)

三 都道府県が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区が、地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件からみて、その地区への工業等の導入を促進することにより、当該地区を拠点としてその周辺の農村地域への工業等の導入が促進されると認められるものであつて、政令で定める基準に適合するものであること。

(削る)

四 市町村が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区に立地することが適当な工業等を導入することにより、その周辺の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

(削る)

2
都道府県は、前項に規定する場合のほか、一の市町村の区域を超える広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進することが相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合には、次に掲げる要件に該当する農村地域内の一定の地区を定め、実施計画を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

(削る)

一 その地区に工業等を導入することにより一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれること。

(削る)

二 その地区への工業等の導入と相まつて一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

(削る)

三 その地区に立地することが適当な工業等を導入することにより、一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農用地

<p>3 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>五 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項</p>	<p>2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 産業を導入すべき地区（以下「産業導入地区」という。）の区域</p> <p>二 導入すべき産業の業種及びその規模</p> <p>三 導入される産業への農業従事者の就業の目標</p> <p>四 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>五 産業の導入に伴う工場用地等と農用地等との利用の調整に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 工業等を導入すべき地区（以下「工業等導入地区」という。）の区域</p> <p>二 導入すべき工業等の業種及びその規模</p> <p>等₁の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。</p> <p>六 工業等の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</p> <p>七 工業等の導入に伴う公害の防止に関する事項</p> <p>4 実施計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げ</p>
---	--

る事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
- 二 労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項
- 三 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- 四 その他必要な事項

4 実施計画は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならぬ。

- 一 産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること。
- 二 産業の導入と相まって農村地域における農業構造の改善が図られると認められること。
- 三 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整が行われることにより、農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

5 (略)

(削る)

る事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 導入される工業等への農業従事者の就業の目標
- 二 工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- 三 その他必要な事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略)

6 市町村が定める実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでな

(削る)

(削る)

6| (略)

7| 市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都道府県知事を経由して主務大臣に、実施計画書（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。）の写しを送付しなければならない。

8| 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣に対し、当該実施計画に関し意見を述べることができる。

9| 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。）が同法第五条第一項の自立促進方針に適合するものであるときは、市町村は、当該実施計画を、当該市町村の議会の議決を経て同法第六条第一項の市町村計画の内容の一部とすること

ればならない。

7| 都道府県が実施計画を定める場合における工業等導入地区の選定については、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査の成果を参酌しなければならない。

8| 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。

9| (略)

10| 都道府県又は市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるとともに、都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては都道府県知事を経由して主務大臣に、実施計画書（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。）の写しを送付しなければならない。

11| 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣に対し、当該実施計画に関し意見を述べることができる。

12| 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。）が同法第五条第一項の自立促進方針に適合するものであるときは、都道府県又は市町村は、当該実施計画を、それぞれ同法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町

ができる。

10) 市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別措置法第六条
第一項の市町村計画を変更した場合における同条第七項の規定の
適用については、同項中「準用する」とあるのは、「準用する」
この場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」と、前項中「の提出があった場合
においては、直ちに、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告
があった場合においては、直ちに、その旨」と読み替えるもの
とする」とする。

(基本計画及び実施計画の作成のための援助)

第六条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、それぞれ、基本計画又は実施計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)

第七条 個人がその有する産業導入地区内の農用地等（農用地等の上
に存する権利を含む。）を実施計画で定める施設用地の用に供
するため譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律
第二十六号）の定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（
昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所
得についての所得税を軽減する。

(削る)

村計画の内容の一部とすることができる。ただし、市町村計画の
内容の一部とする場合にあっては、当該市町村の議会の議決を経
なければならない。

13) 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域自立促進特別
措置法第七条第一項の都道府県計画又は同法第六条第一項の市町
村計画を変更した場合には、同法第七条又は同法第六条の規定
の適用については、同法第七条第五項において準用する同法第四
項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出す
る」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通
大臣に報告する」と、同法第五項及び同法第六条第七項において
準用する同法第六項中「の提出があった場合には、直ちに
、その内容」とあるのは「を変更した旨の報告があった場合にお
いては、直ちに、その旨」と、同法第七項において準用する同条
第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」とする。

(基本計画及び実施計画の作成のための援助)

第六条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、それぞれ、基本計画又は実施計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)

第七条 個人がその有する工業等導入地区内の農用地等（農用地等
の上に存する権利を含む。）を実施計画で定める工場用地等の用
に供するため譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年
法律第二十六号）の定めるところにより、その譲渡に係る所得税
法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲
渡所得についての所得税を軽減する。

第八条及び第九条 削除

(削る)

(資金の確保等)
第八条 国及び地方公共団体は、産業導入地区内において導入される産業の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第九条 地方公共団体が実施計画を達成するために行う施設用地の

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、工業等導入地区のうち総務省令で定める地区内において工業等の用に供する設備のうち総務省令で定めるものを新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、総務省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第十一条 国及び地方公共団体は、工業等導入地区内において工業等の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が実施計画を達成するために行う工場用地

造成その他の事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(削る)

(施設の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農村地域への産業の導入を促進するため、施設用地、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならない。

(職業紹介の充実等)

第十一条 国は、実施計画で定めるところに従い導入される産業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される産業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、職業訓練(作業環境に適応させる訓練を含む。)の実施、職業転換給付金(雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十八条の職業転換給付金をいう。)の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条 (略)

(農地法等による処分についての配慮)

第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められた

等の造成その他の事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第十三条 削除

(施設の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農村地域への工業等の導入を促進するため、工場用地等、共同流通業務施設、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならない。

(職業紹介の充実等)

第十五条 国は、実施計画で定めるところに従い導入される工業等に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される工業等に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、職業訓練(作業環境に適応させる訓練を含む。)の実施、職業転換給付金(雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十八条の職業転換給付金をいう。)の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十六条 (略)

(農地法等による処分についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められた

ときは、当該実施計画で定める農村地域への産業の導入が促進されるよう配慮するものとする。

(都道府県又は市町村の審議会)

第十四条 基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、審議会を置くことができる。

2 実施計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、市町村は、条例で、審議会を置くことができる。

3 (略)

(主務大臣)

第十五条 この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣とする。

ときは、当該実施計画で定める農村地域への工業等の導入が促進されるよう配慮するものとする。

(都道府県又は市町村の審議会)

第十八条 基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、審議会を置くことができる。

2 実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項を調査審議させるため、市町村は、条例で、審議会を置くことができる。

3 (略)

(主務大臣)

第十九条 この法律において主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 （農林水産大臣に対する協議） 都道府県知事等は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（第三号において「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。）に係る第四条第一項の許可をしようとする場合</p> <p>二（四）（略）</p>	<p>附則</p> <p>2 （農林水産大臣に対する協議） 都道府県知事等は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（第三号において「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。）に係る第四条第一項の許可をしようとする場合</p> <p>二（四）（略）</p>

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第四条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（他の法律の適用除外） 第百十五条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第百十六号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）の規定は、沖縄については、適用しない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（他の法律の適用除外） 第百十五条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第百十六号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）及び農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の規定は、沖縄については、適用しない。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（第四条―第四条の三）</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）</p> <p>第四章 地域再生協議会（第十二条）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等（第十三条）</p> <p>第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（第十三条の二）</p> <p>第三節 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）</p> <p>第四節 特定地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）</p> <p>第五節 地方債の特例（第十七条）</p> <p>第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第七節 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）</p> <p>第八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）</p> <p>第九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の十四―第十七条の二十五）</p> <p>第十節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十六―第十七条の二十八）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の三）</p> <p>第二章 地域再生基本方針（第四条―第四条の三）</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等（第五条―第十一条）</p> <p>第四章 地域再生協議会（第十二条）</p> <p>第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等（第十三条）</p> <p>第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（第十三条の二）</p> <p>第三節 地域再生支援利子補給金等の支給（第十四条・第十五条）</p> <p>第四節 特定地域再生事業に係る課税の特例（第十六条）</p> <p>第五節 地方債の特例（第十七条）</p> <p>第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二―第十七条の六）</p> <p>第七節 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）</p> <p>第八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）</p> <p>第九節 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の十四―第十七条の二十五）</p> <p>第十節 遊休工場用地等に導入する産業の特例（第十七条の二十六）</p> <p>第十一節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十七―第十七条の二十九）</p>

<p>第十一節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の二十九―第十七条の三十一）</p>	<p>第十二節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の三十一―第十七条の三十二）</p>
<p>第十二節 財産の処分制限に係る承認の手続の特例（第十八条）</p>	<p>第十三節 財産の処分制限に係る承認の手続の特例（第十八条）</p>
<p>第六章 地域再生推進法人（第十九条―第二十三条）</p>	<p>第六章 地域再生推進法人（第十九条―第二十三条）</p>
<p>第七章 地域再生本部（第二十四条―第三十三条）</p>	<p>第七章 地域再生本部（第二十四条―第三十三条）</p>
<p>第八章 雑則（第三十四条―第三十七条）</p>	<p>第八章 雑則（第三十四条―第三十七条）</p>
<p>第九章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p>	<p>第九章 罰則（第三十八条―第四十一条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第二章 地域再生基本方針</p>	<p>第二章 地域再生基本方針</p>
<p>（地域再生基本方針の策定）</p>	<p>（地域再生基本方針の策定）</p>
<p>第四条 （略）</p>	<p>第四条 （略）</p>
<p>2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>
<p>一 一三 （略）</p>	<p>一 一三 （略）</p>
<p>四 第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十五項の認定に関する基本的な事項</p>	<p>四 第五条第一項に規定する地域再生計画の同条第十六項の認定に関する基本的な事項</p>
<p>五 （略）</p>	<p>五 （略）</p>
<p>3 一七 （略）</p>	<p>3 一七 （略）</p>
<p>第三章 地域再生計画の認定等</p>	<p>第三章 地域再生計画の認定等</p>
<p>（地域再生計画の認定） 第五条 （略）</p>	<p>（地域再生計画の認定） 第五条 （略）</p>

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができるとができる。

一〜三 (略)

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業(第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十三号に規定する事業を除く。)であつて次に掲げるもの(次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。)に関する事項

イ〜ハ (略)

五〜八 (略)

(削る)

九 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができるとができる。

一〜三 (略)

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業(第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定する事業を除く。)であつて次に掲げるもの(次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。)に関する事項

イ〜ハ (略)

五〜八 (略)

九 遊休工場用地等(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)第五条第一項に規定する実施計画に従つて整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等(以下この号及び第十七条の二十六において単に「工業等」という。)の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。)に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域(同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。)における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

十 (略)

十 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十項及び第十七条の二十九において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十一において「産業集積形成等基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十三 (略)

5 (略)

(削る)

6 | 9 | (略)

十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十一項及び第十七条の三十において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十一において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十二において「産業集積形成等基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であつて、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十四 (略)

5 (略)

6 | 市町村は、第四項第九号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

7 | 10 | (略)

10] 地方公共団体は、第四項第十号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

11] 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下この項において「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。次項及び第十三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第十三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

12] (略)

13] 第十一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）の所掌する事務並びに所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

11] 地方公共団体は、第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

12] 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業及びこれに関連する事業（以下この項において「地域再生事業等」という。）に係る補助金の交付その他の支援措置の内容並びに当該地域再生事業等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。次項及び第十四項において同じ。）の規定の解釈並びに当該地域再生事業等に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第十四項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

13] (略)

14] 第十二項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）の所掌する事務並びに所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

14 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十一項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。

15・16 (略)

17 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十五項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならぬ。

18 内閣総理大臣は、第十五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十五項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十五項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならぬ。

(都市再生整備計画等の提出)
第六条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施によ

15 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第十二項の規定による求めをした地方公共団体に通知するものとする。

16・17 (略)

18 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十六項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならぬ。

19 内閣総理大臣は、第十六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第十六項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第十六項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十八項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならぬ。

(都市再生整備計画等の提出)
第六条の二 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施によ

る当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五條第十五項の認定を行うものとする。

3・4 (略)

(認定地域再生計画の変更)

第七條 地方公共団体は、第五條第十五項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五條第五項から第十八項まで及び前二條の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八條 内閣総理大臣は、第五條第十五項の認定（前條第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十條 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五條第十五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同條第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

る当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五條第十六項の認定を行うものとする。

3・4 (略)

(認定地域再生計画の変更)

第七條 地方公共団体は、第五條第十六項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五條第五項から第十九項まで及び前二條の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八條 内閣総理大臣は、第五條第十六項の認定（前條第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第十條 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五條第十六項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同條第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

4 第五条第十八項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請することができる。

一・二 (略)

2・6 (略)

第七節 地域再生土地利用計画の作成等

(地域再生土地利用計画の作成)
第十七条の七 (略)

2・3 (略)

4 第五条第十九項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第六節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請することができる。

一・二 (略)

2・6 (略)

第七節 地域再生土地利用計画の作成等

(地域再生土地利用計画の作成)
第十七条の七 (略)

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第十七条の二十六第二項において同じ。）その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3
3 11 （略）

第八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第七号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の七第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八号第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2
2 （略）

（削る）

（削る）

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第十七条の二十七第二項において同じ。）その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3
3 11 （略）

第八節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第七号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の七第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八号第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2
2 （略）

第十節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の二十六 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第九号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第十節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)
第十七条の二十六 (略)

2 (略)

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 第五条第四項第九号に規定する事業の実施主体

二 四 (略)

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第九号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

三 (略)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放

第十一節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

(地域農林水産業振興施設整備計画の作成)
第十七条の二十七 (略)

2 (略)

3 地域農林水産業振興施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 第五条第四項第十号に規定する事業の実施主体

二 四 (略)

4 認定市町村は、第一項の規定により地域農林水産業振興施設整備計画を作成しようとするときは、当該地域農林水産業振興施設整備計画について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該地域農林水産業振興施設整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 (略)

二 農地法第四条第六項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあつては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第十号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

三 (略)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放

牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第九号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

五 (略)

5 (略)

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の二十七 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五条第四項第九号に規定する事業の実施主体（次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。）が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従つて地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 (略)

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の二十八 第十七条の二十六第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第十一節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより第五条第四項第十号に規定する事業の目的を達成することができるものと認められないこと。

五 (略)

5 (略)

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の二十八 前条第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された第五条第四項第十号に規定する事業の実施主体（次項において「地域農林水産業振興施設整備事業者」という。）が、当該地域農林水産業振興施設整備計画に従つて地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 (略)

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の二十九 第十七条の二十七第一項の規定により作成された地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

第十二節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第十七条の二十九 第五条第四項第十号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

（中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例）

第十七条の三十 第五条第四項第十一号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定（同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

（産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例）

第十七条の三十一 第五条第四項第十二号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意（同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。）があつたものとみなす。

第十二節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第七章 地域再生本部

第十七条の三十 第五条第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

（中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例）

第十七条の三十一 第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定（同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。）があつたものとみなす。

（産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例）

第十七条の三十二 第五条第四項第十三号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意（同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。）があつたものとみなす。

第十三節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第十八条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十四号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第七章 地域再生本部

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条第十六項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)

三 五 (略)

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見(第五条第十七項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。)

三 五 (略)